

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号

※ 甲 第

号

氏 名

神谷 貴子

論 文 題 目

中世後期フリブールにおける市民

論文審査担当者

主査 名古屋大学教授 加納 修

委員 名古屋大学教授 周藤 芳幸

委員 名古屋大学教授 和田 光弘

委員 名古屋大学教授 内田 綾子

委員 名古屋大学教授 斎藤 夏来

# 論文審査の結果の要旨

## 【本論文の概要】

本論文は、中世後期スイスの都市フリブールにおける市民と市民共同体について、未刊行史料である市民登録簿 II (1416-1769 年) を主要な史料として考察するものである。フリブールは 15 世紀半ばまではハプスブルク家支配のもと政治的安定と経済的繁栄を享受するが、15 世紀後半になると都市領主の交代と経済的衰退を経験する一方で、領域支配の形成の動きを見せ始める。こうした歴史的变化を市民登録簿がどのように映し出しているかを明らかにすることが、中心的な課題として設定される。本論は 4 つの章から構成される。

第 1 章「史料論的考察 —フリブールの市民登録簿—」では、主要な史料となる市民登録簿を史料類型という観点から考察する。中世ドイツ語圏諸都市で広く用いられた市民登録簿の一般的性格ならびに他の史料類型との相違を明確にし、フリブールの登録簿の独自性を浮き彫りにする。15 世紀初頭のフリブールで市民権取得の際に担保となる不動産の記入を目的とするウーデル登録簿から、市民個々人の管理を目的とする市民登録簿へと移行した背景に、この地方特有の公証人制度の発展が密接に関係していたことを明らかにする。

第 2 章「*Burgenses* の変遷 —14, 15 世紀におけるフリブールの市民権—」では、中世後期フリブールにおける市民権の変容を都市の法規や市民誓約から検討する。市民の権利や義務が 13 世紀に領主が授与した特許状の定めに基づいていたことを確認した後、市民誓約記録をもとに、都市の自治権が 15 世紀半ばから大きく揺らぎ始めたこと、にもかかわらず市民の政治的な権限が強化されたことを明らかにする。

第 3 章「中世後期フリブールにおける市民層」では、市民登録簿の具体的な分析を通じて、市民共同体の規模がどのように変化するのか、また市民を構成する集団がどのように変化するのかが問われる。14 世紀末から 15 世紀初頭にかけて経済成長に押されて市民加入がピークを迎えた後、15 世紀の経過中に市民共同体が閉鎖的になってゆくことが示されるとともに、15 世紀初頭の時点で市民の中には、都市の基幹産業である毛織物業・皮革業の従事者が多かったことが明らかにされる。また、ユダヤ人が当時の迫害意識に影響を受けて、15 世紀において市民権から排除される様子が描かれる。

第 4 章「もう一つの市民 —15 世紀における市外市民 *Extraburgenses*—」では、フリブールの市内ではなく、市外に居住する市外市民に焦点が当てられる。フリブールによる市外市民の受け入れが、ハプスブルク家支配の排除と都市の自治権拡大を目指した他のスイス諸都市の政策とは性格を異にすることを確認しつつも、フリブールにおいても領域支配の手段として周辺地域の有力者が市民として受け入れられたことを主張する。また、15 世紀末になると領域支配の拡大が都市周辺のフランス語圏に及んだことを確認する。

## 論文審査の結果の要旨

### 【本論文の評価】

中世ヨーロッパの都市における市民については数多くの研究が捧げられてきたが、これまでは主として市民権の法的、制度的側面に関心が集中し、市民の多様性やその実態、都市の発展との関連については十分な視線が注がれてこなかった。けれども近年では、こうした側面について、市民権を取得し、都市共同体に受け入れられた新市民の情報を記録した市民登録簿を史料として検討が施されるようになってきた。こうした動向を受けて、未刊行の市民登録簿を主要な史料として中世後期フリブールの市民と市民共同体について考察したのが本論文である。粗雑な草書体で、しかもラテン語、ドイツ語、フランス語の3言語で書かれたこの史料の丹念な読解が、本論文の基盤となっていることを最初に強調しておきたい。

本論文の第一の意義は、これまでの研究で利用されてこなかったフリブールの市民登録簿 II についてはじめて史料論的な考察を行ったことにある。登録簿 I から II への書き換えが、都市による市民の把握の仕方の変化を反映していることが、料紙の使い方や記録方法の変化などの分析に基づいて解明され、登録簿 II の史料としての意義が明瞭にされている。フリブールの市民登録簿が、市民権の証拠としての名簿であるだけでなく、また都市による市民支配の道具であることを明らかにした点は、オリジナルな成果であると評価できる。

第二に、市民登録簿に記載される諸要素、すなわち人名、職業、担保不動産などの詳細な考察によって、15世紀フリブールの市民層の特徴を具体的に描き出したことも高く評価できる。市民の記載順序、時期ごとの市民加入者数の変化、市民の職業の変遷などの分析を通じて、15世紀のあいだにフリブールの市民加入が減少し、市民共同体が閉鎖的になってゆく様が、豊富なデータとともに描かれている。また市民共同体の閉鎖化の動きと連動して、都市がその支配を確立するために、市民として受け入れる者とそこから排除される者を選択していたことを実証していることも、新たな成果である。

第三に、市外市民という特殊な市民集団に着目したことも重要である。こうした集団の特徴を検討することによって、都市の領域政策の一端が明らかになり、他の都市の領域政策との比較研究の土台が築かれたからである。

しかし、本論文に問題点がないわけではない。とりわけフリブールの市民登録簿から得られる情報を検討するにあたって、この都市に関する他の史料群が十分に利用されていないことが惜まれる。論者も述べるように、たとえば個々の市民の活動や市民のネットワークについては、公証人記録などの史料を活用することで、より詳細で確実な分析結果を得ることができたであろう。とはいえこうした問題点は、今後の課題となるものであり、本論文の学術的価値を損なうものではない。よって審査委員一同、本論文が博士（歴史学）の学位を授与されるにふさわしいと判定した。